

中小企業特別高圧電気料金支援事業 提案書評価表

山口県産業労働部産業政策課に設置した産業政策課競争入札審査会において、提出された企画提案書を踏まえ、委託事業者を決定していきます。

なお、プレゼンテーションを伴う審査会は開催しません。

○ 審査基準

審査項目等は、下記のとおりです。

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか(人数は適切か)。	20 点
人 員	・増員により新規雇用を行う場合は、山口県在住者を優先しているか。	10 点
混雑対応	・業務体制は、相談及び申請状況による業務量増加に耐え得る体制となっているか。	15 点
業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は、補助金交付事務及び広告等に関して特筆すべき業務成果があるか。	10 点
企画提案内容		
実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10 点
企画提案	・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	5 点
相談窓口	・複数相談手段、複数回線の準備等、相談者が利用しやすい相談窓口となっているか。	10 点
広 報	・広報は本事業の目的を達成するのに効果的か。	10 点
独 創 性	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。	5 点
業務経費	・業務経費は適正であるか。	5 点
合計得点		100 点

2 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付し、配点を計算します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

評価点	5	4	3	2	1
評 価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

〈配点の計算例〉

配点10点の項目で、評価点が4点の場合、
 $10点 \times 4 / 5 = 8点$ となります。

3 業務委託予定者の選定

審査委員（6人）毎の合計得点を算出し、各審査委員の合計得点を合算した総合得点が最も高い者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、総合得点が6割以上であることを条件とします。